

# 年金

## お気軽におたずねください

社会保険庁では、年金制度の周知・広報を目的として、年金相談サービスの向上を図るため、年金の相談を受け付けています。

### ◆相談場所

米子社会保険事務所

### ◆年金相談の予約日時

毎月第2土曜日

午前8時30分～午後4時

今日は 12月9日(土)

### ◆申込方法

①年金相談の予約は、お電話で1ヶ月前から前日までに申し込みください。  
その際予約時間をご指定ください。

②お名前、基礎年金番号、ご相談の内容などをお伺いします。  
③当日は、予約時間までにお越しください。

④当日都合により予約時間にお

越しいただけない場合は、連絡をお願いします。

※なお、予約制の年金相談窓口には、限りがありますので、他のお客様と重複する時には、日時についてご相談させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。※予約なしでも相談をお受けしますがお待ちいただく場合があります。

◆申込み・問い合わせ  
米子社会保険事務所  
年金給付課

## 現況届けが原則 不要になります

今年10月から年金受給者の現況(生存)確認は、住民基本台帳ネットワークを活用して行うことになりました。これにより、12月生まれの方から現況届の提出は原則として不要になります。

ただし、次の方は現況届の提出が必要です。

①社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名・性別・生年月日・住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードが確認できない方

②外国籍(外国人登録)の方  
③外国に居住している方  
また、次の場合は現況届以外の届けが引き続き必要です。

①加給年金額を受けている場合は「生計維持確認届」  
②障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なおとき  
※20歳前の障害による障害基礎年金を受給している方は、誕

生月ではなく毎年指定された期限までに住所地の市町村に提出していただくことになっていきます。

育児困難や育児不安の解決方法は、  
・家族や近隣、知人に助けをもらう  
・地域の公共機関などに相談する  
などがあります。

### ◆問い合わせ先

米子社会保険事務所

☎0859・34・6111

ねんきんダイヤル

☎0570・07・1165

大山町では、その中の1つの方法として、「児童・家庭相談電話」を開設しています。

相談電話で受けた相談は、利用ルールに従ってあなたの今の悩みに耳を傾け、適切な援助をしていきます。

### 《利用ルール》

相談は、無料です  
匿名でも結構です

秘密厳守、外部には漏らしません

《電話相談担当者》

児童・家庭相談員

## 児童・家庭 相談電話

☎0859・54・4001

### ◆受付時間

午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は

お休みです)

「ひとりで悩まないで」